



除草用噴霧器（バッテリー式）貸出事業

■ 事業について

【目的】

地区に対し、除草剤散布用のバッテリー式噴霧器の貸出しを行うことで、住みやすく美しい景観の維持につなげます。

【内容】

バッテリー式噴霧器（10ℓタイプ）5台を貸出し
※噴霧器の貸出しは町環境保健衛生協会が行います。

【対象者】

区長、振興会等

【事業スキーム】

- ①電話で使用希望日を連絡（事前）
- ②使用可能か確認し、利用承認
（町環境保健衛生協会より）
- ③噴霧器の借受（平日9時～16時）
- ④噴霧器の返却（平日9時～16時）
※借受け・返却は町保健衛生協会で行います。

【その他】

建設課では道路のり面等散布用除草剤を支給します。

◇町保健衛生協会◇

☎076-463-6612

立山町上金剛寺210（直通）

（町環境センター内）

◇建設課土木施設維持係◇

☎076-462-9978

必要なお金		20万円	
費用の内訳		財源	
噴霧器購入費	20万円	町のお金	20万円



バッテリー式噴霧器

問い合わせ：住民課環境安全係 ☎076-462-9963

